

(1-1-3 商業登記規則61条3項の証明書／10名／種類株式あり)

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案*1につき、総議決権数*2（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

① 10名

② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称 *3*4	住所	株式数 (株) *5	議決権数	議決権数 の割合
1	A田 B夫	東京都千代田区霞が関1-1	株式の総数 300株 普通株式 200株 甲種類株式 100株	300	25.0%
2	C田 D女	東京都千代田区霞が関1-2	株式の総数 200株 普通株式 100株 甲種類株式 100株	200	16.7%
3	E田 F男	東京都千代田区霞が関1-3	株式の総数 100株 普通株式 100株	100	8.3%
4	G株式会社	東京都千代田区霞が関1-4	株式の総数 50株 普通株式 50株	50	4.2%
5	H合名会社	東京都千代田区霞が関1-5	株式の総数 30株 普通株式 30株	30	2.5%
6	I田 J女	東京都千代田区霞が関1-6	株式の総数 20株 普通株式 20株	20	1.7%
7	K田 L男	東京都千代田区霞が関1-7	株式の総数 15株 普通株式 15株	15	1.3%
8	M田 N女	東京都千代田区霞が関1-8	株式の総数 10株 普通株式 10株	10	0.8%
9	O田 P男	東京都千代田区霞が関1-9	株式の総数 9株 普通株式 9株	9	0.8%
10	Q田 R女	東京都千代田区霞が関1-10	株式の総数 8株 普通株式 8株	8	0.7%
合計				742	61.8%
総議決権数				1200	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足ります。
- *2 当該決議事項につき議決権行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権行使しなかつた株主の分も含みます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいづれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足ります。